

# 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（中間取りまとめ概要）

## 1. 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

### ○持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】

法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

## 2. 論点ごとの課題事項

### ①推薦・委嘱の手順、年齢条件

- 保護司法第3条第1項（推薦及び委嘱）、同法第7条（任期）
- 公募制の導入
- 委嘱時・再任時上限年齢の取扱い

等

### ②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

- 保護司法第8条の2（職務の遂行）
- 処遇活動又は地域活動のみを行う等担当制（保護司活動の限定）の導入
- 事件を担当することへの不安・負担の軽減
- 平日夜間・休日の会合・研修実施や保護観察官対応

等

### ③待遇、活動環境

- 保護司法第2条（設置区域及び定数）、同法第11条（費用の支給）、同法第13条（保護司会）
- 会費・実費負担分の取扱い
- 報酬制の導入
- デジタル化の推進
- 更生保護サポートセンターの在り方
- 保護区・保護司会の在り方
- 社会的認知度の向上・広報の在り方

等

### ④保護司の使命

- 保護司法第1条（保護司の使命）
- これからの時代を見据えた保護司の使命とは

等

## 3. スケジュール

令和5年5月17日	第1回	論点と論点ごとの課題について意見交換
6月20日	第2回	保護司・保護司会の視察・ヒアリング
7月27日	第3回	推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命
8月30日	第4回	職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命
9月21日	第5回	待遇、活動環境、保護司の使命
12月21日	第6回	保護司の使命等
令和6年2月21日	第7回	中間取りまとめ案について意見交換
3月28日	第8回	中間取りまとめの確定
4月	第9回	更に議論すべき論点について意見交換
6月	第10回	更なる論点について意見交換
7月	第11回	報告書案について意見交換
8月	第12回	報告書案の確定
10月		更生保護制度施行75周年記念大会開催（予定）

## 4. 構成員（12名）

ベテラン・若手の現役保護司5名を含む学識経験者等有識者から構成

## 5. 今後講じていく施策等

### ①推薦・委嘱の手順、年齢条件

#### ✓ 公募の取組を試行

- ▶ 保護司の人脈のみに頼らず、**保護司活動インターンシップ**や**保護司セミナーの実施**、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、**いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行**。
- ▶ 令和6年度中に好事例の共有・ガイドラインの策定。

#### ✓ 委嘱時上限年齢を撤廃・退任年齢について引き続き検討

- ▶ 社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、**保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢（原則66歳以下）を撤廃**。
- ▶ 退任年齢については、特例再任の取組状況を見極めながら、引き続き検討。

#### ✓ 任期の見直し

- ▶ 長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、**2年の任期を見直し**。

### ②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

#### ✓ 保護司の職務は処遇活動と地域活動（分担制はなじまない）

- ▶ 保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるもの。どちらか一方のみを担当する分担制はなじまない。この両方の活動を担い得る適任者を確保しその能力等を向上させていくことが求められている。保護司会ごとに、その実情に応じ、多忙な現役世代にも配慮し、幅広い年齢層の保護司が携わることができる活動の在り方を模索し見直ししていく必要があり、保護観察所もそれに協力。

#### ✓ 保護観察官の積極的関与・組織体制を強化

- ▶ 地区担当官として、担当する地区の更生保護活動について、丸ごと我が事として、粘り強く誠実かつ積極的に取り組む。
- ▶ 保護司活動の構造的な負担軽減を図るため、保護観察所の組織体制を抜本的に見直し強化。

### ③待遇、活動環境

#### ✓ 報酬制導入の適否について引き続き検討

- ▶ 報酬制の導入については、**報酬制にすると保護司活動が労働として捉えられることとなり適当ではない**などの意見がある一方、**幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには報酬制の導入に向けた門戸を閉ざすべきではない**などの意見があることを踏まえ、無給（実費弁償金の支給）から報酬制に転換した際に生じる保護司・保護司制度に与える影響を十分に考慮して、引き続きその適否について検討。

#### ✓ 保護司の「持ち出し」を軽減・保護司活動に対するインセンティブ等の在り方を検討

- ▶ 金銭的ないわゆる「持ち出し」については、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、できる限りその軽減を図る。保護司活動に対するインセンティブや表彰の在り方についても検討。

#### ✓ 現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備

- ▶ 国・地方公共団体・事業者・事業主において、保護司活動に対して理解・配慮し、**兼職の許可や職務専念義務の免除**について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討。
- ▶ 保護観察官は、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司の勤務先を訪問するなどして従業員である保護司の保護司活動に対する理解・協力を求める。事業者・事業主がいわゆる**ボランティア休暇制度**を導入している場合には、**保護司活動を当該休暇制度の対象とするよう働き掛ける**。

### ④保護司の使命

#### ✓ 保護司法制・更生保護法制の見直しを検討

- ▶ 「更生保護法制全体との調和にも配慮した上、**保護司の使命**の内容がこれからの時代を見据えたものとなるよう見直し」、「多忙とされる現役世代の者であっても、保護司活動のために必要最小限の時間を調整・確保できさえすれば保護司適任者たり得ることを踏まえ、**保護司の具備条件の見直し**」、「保護司活動と当該地方公共団体の取組は密接に関連していること、保護司からは地方公共団体の更なる協力を求める意見があることを踏まえ、**地方公共団体の協力の見直し**」等を検討。